

第 67 回国民体育大会（平成 24 年・岐阜県）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
 （平成 23 年 8 月 25 日）

● 実施要項総則第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 65 回又は第 66 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 65 回又は第 66 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加するものを含む。

(イ) 少年種別

- a 平成 23 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2「一家転住等」に伴う特別措置の考え方による。）
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」による。）

凡例

「—」……不参加

「×」……第 65 回又は第 66 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	65 回大会 平成 22 年	66 回大会 平成 23 年	67 回大会 平成 24 年	68 回大会 平成 25 年	69 回大会 平成 26 年
A 選手	東京都 (居住地)	×	×	岐阜県 (勤務地)	岐阜県 (勤務地)

【 事例 1 : 新卒業者 】

	65 回大会 平成 22 年度	66 回大会 平成 23 年度	67 回大会 平成 24 年度	68 回大会 平成 25 年度	69 回大会 平成 26 年度
B 選手	東京都 (居住地) 〔大学 3 年〕	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H24.3 月卒業	岐阜県 (居住地) 「新卒業者」適用	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
C 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H23.3 月卒業	岐阜県 (居住地) 「新卒業者」適用	— 〔岐阜県に居住〕	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
D 選手	東京都 (居住地) 〔大学 4 年〕 H23.3 月卒業	— 〔「新卒業者」 適用期間〕 (東京都→岐阜県へ転居)	× 〔岐阜県に居住〕	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)

第 67 回本大会〔平成 24 年（平成 24 年度）〕：

平成 23 年 4 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに卒業した者

〔参考〕第 67 回大会冬季大会〔平成 24 年（平成 23 年度）〕：

平成 22 年 4 月 1 日以降、平成 23 年 3 月 31 日までに卒業した者

※D 選手の事例：

D 選手は、「新卒業者」の適用対象となる大会(予選会を含む 66 回大会)に参加しなかったため、「新卒業者」の適用対象外となり、67 回大会については、前回参加した都道府県(65 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	65 回大会 平成 22 年度	66 回大会 平成 23 年度	67 回大会 平成 24 年度	68 回大会 平成 25 年度	69 回大会 平成 26 年度
E 選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地) 大会後結婚	岐阜県 (居住地) 「結婚」適用	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
F 選手	東京都 (勤務地)	— 大会後結婚 (東京都→岐阜県へ転居)	岐阜県 (居住地) 「結婚」適用	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
G 選手	東京都 (勤務地) 大会後離婚	岐阜県 (居住地) 「離婚」適用	— 〔岐阜県に居住〕	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
H 選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	山口県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚	岐阜県 (居住地) 「離婚」適用	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)
I 選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	— （「結婚」適用期間） (東京都→岐阜県へ転居)	× 〔岐阜県に居住〕	岐阜県 (居住地)	岐阜県 (居住地)

第 67 回本大会[平成 24 年（平成 24 年度）]：

平成 23 年 5 月 1 日以降、平成 24 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

[参考]第 67 回大会冬季大会[平成 24 年（平成 23 年度）]：

平成 22 年 5 月 1 日以降、平成 23 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※ I 選手の事例：

I 選手については、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 66 回大会)に参加しなかったため、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象外となり、67 回大会については、前回参加した都道府県(65 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3：一家転住等に係る者】

	65回大会 [高1]	66回大会 [高2]	67回大会 [高3]	68回大会
J選手	東京都 (学校所在地)	— 大会後一家転住 (東京都→岐阜県へ転居)	岐阜県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H24.3月卒業	岐阜県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
K選手	東京都 (学校所在地)	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→岐阜県へ転居)	岐阜県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H24.3月卒業	岐阜県 (勤務地) 「新卒業者」適用
L選手	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→岐阜県へ転居)	— 〔岐阜県に居住〕 「一家転住」適用期間	× 〔岐阜県に居住〕 H24.3月卒業	岐阜県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)

第67回本大会[平成24年(平成24年度)]:

平成23年4月1日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

[参考]第67回大会冬季大会[平成24年(平成23年度)]:

平成22年1月1日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※L選手の事例:

L選手については、「一家転住に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む66回大会)に参加しなかったため、「一家転住に係る者」の適用対象外となり、67回大会については、前回参加した都道府県(65回大会:東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例3補足:「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

[解説]

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
 - ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県より参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
 - ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、国体に参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	65回大会 平成22年度	66回大会 平成23年度	67回大会 平成24年度	68回大会 平成25年度	69回大会 平成26年度	70回大会 平成27年度
M選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	岐阜県 ふるさと	岐阜県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
N選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	岐阜県 ふるさと	岐阜県 ふるさと	岐阜県 ふるさと	岐阜県 ふるさと
O選手	埼玉県 (居住地)	岐阜県 ふるさと (1回目①)	岐阜県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	岐阜県 ふるさと (2回目①)	岐阜県 ふるさと (2回目②)
P選手	埼玉県 (居住地)	岐阜県 ふるさと (1回目①) H24.3月卒業	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	岐阜県 ふるさと (2回目①)
Q選手	岐阜県 ふるさと (1回目①)	—	岐阜県 ふるさと (1回目②)	岐阜県 ふるさと (1回目③)	岐阜県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)
R選手	岐阜県 ふるさと (1回目①)	—	岐阜県 ふるさと (1回目②)	—	岐阜県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)
S選手	岐阜県 ふるさと (1回目①)	—	—	岐阜県 ふるさと (2回目①)	岐阜県 ふるさと (2回目②)	東京都 (勤務地)
T選手	岐阜県 ふるさと (1回目①)	—	—	岐阜県 ふるさと (2回目①)	—	岐阜県 ふるさと (2回目②)

各季大会ごと、当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

※ P選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、66回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ Q～T選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では66回大会)に国体に不参加となった場合、その次回大会(事例では67回大会)に「ふるさと」を選択し国体に参加すれば、1回目の継続活用となる(Q選手、R選手)。ただし、67回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(S選手、T選手)。

【事例4補足：1大会以上の間隔において開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用の考え方について】

考え方

- ・ 当該競技会が1大会以上の間隔において開催される場合(毎年連続して開催されない場合)、前回開催された大会で「ふるさと選手制度」を活用し、その次に開催される大会でも再び活用する場合、連続した同一回の活用としてカウントする。

事例

- ・ 第64回大会において実施されたビーチバレーは、第61回大会以来3年ぶりの実施となった。
- ・ 次の(1)～(3)全てに該当する場合、「ふるさと選手制度」の活用は同一回の継続としてカウントする。
 - (1) 第61回大会で「ふるさと選手制度」を活用して参加。
 - (2) 第64回大会で「ふるさと選手制度」を活用して参加。
 - (3) 第62回大会、第63回大会は不参加(他競技、他の都道府県も含む)

61回大会 兵庫国体	62回大会 平成19年度	63回大会 平成20年度	64回大会 平成22年度
A県 ふるさと 1回目①	不参加 (ビーチバレー 実施せず)	不参加 (ビーチバレー 実施せず)	A県 ふるさと 1回目②

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	65 回大会 [中 3]	66 回大会 [高 1]	67 回大会 [高 2]	68 回大会 [高 3]
U選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
V選手	埼玉県 (居住地) H23.3 月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
W選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校)	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
X選手	山口県 (学校所在地) H23.3 月卒業	岐阜県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U選手の事例：

U選手は平成 22 年 4 月(中学 3 年生時)より JOC エリートアカデミーに入校、東京都内に居住・在学することとなった。(同年の第 65 回大会は国体不参加。)

第 66 回大会(高校 1 年生時)は、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である岐阜県より参加。第 67 回大会(高校 2 年生時)以降については、「JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。」との参加資格の解釈に基づき、岐阜県以外の都道府県から参加することはできないため、引き続き同特例措置を活用し岐阜県より参加する。

※ V選手の事例：

V選手は第 65 回大会(中学 3 年生時)に「居住地を示す現住所」である埼玉県より参加し、高校に進学する平成 23 年 4 月より JOC エリートアカデミーに入校、東京都内に居住・在学することとなった。(同年の第 67 回大会は国体不参加。)

第 68 回大会(高校 2 年生時)は、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である岐阜県より参加。第 68 回大会(高校 3 年生時)は、「JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。」との参加資格の解釈に基づき、岐阜県以外の都道府県から参加することはできないため、引き続き同特例措置を活用し岐阜県より参加する。

※ W選手の事例：

W選手は、平成 22 年 4 月(中学 3 年生時)より JOC エリートアカデミーに入校、東京都内に居住・在学することとなり、同年の第 65 回大会には「居住地」である東京都より参加した。

第 66 回大会(高校 1 年生時)及び第 67 回大会(高校 2 年生時)は、国体に不参加。第 68 回大会(高校 3 年生時)には、前回大会出場から 2 大会の間を置いたこととなるため所属都道府県を移動し、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である岐阜県より参加する。

※ X選手の事例：

X選手は、第 65 回大会（中学 3 年生時）に「学校所在地」である山口県より参加し、平成 23 年 4 月より岐阜県の高校に進学、第 67 回大会には「新卒業者」の例外適用を受け、「学校所在地」である岐阜県より参加。

その後、高校 2 年生となる平成 24 年 4 月より JOC エリートアカデミーに入校、東京都内に居住・在学することとなり、同年の第 67 回大会は「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用して所属都道府県を移動し、「居住地」である東京都より参加。第 68 回大会（高校 3 年生時）は、「JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。」との参加資格の解釈に基づき、東京都以外の都道府県から参加することはできないため、引き続き東京都より参加する。

【事例 5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	66 回大会 [中 3]	67 回大会 [高 1]	68 回大会 [高 2]	69 回大会 [高 3]
Y選手	岐阜県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 [東京都に居住・在学] H24.3 月卒業	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍)		

※アカデミー在籍期間中の最初の国体出場となる第 66 回大会において岐阜県を選択して参加したため、第 67 回大会（アカデミー在籍中）は岐阜県以外の都道府県から参加できない。（「新卒業者」の例外適用を受けることはできない。）

※ Y選手の事例：

Y選手は、平成 24 年 4 月(中学 3 年生時)より JOC エリートアカデミーに入校、東京都内に居住・在学することとなった。同年の第 66 回大会には「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である岐阜県より参加。

第 67 回大会の参加にあたっては、通常であれば、平成 24 年 3 月に中学校を卒業するため「新卒業者」の例外適用を受けて所属都道府県を移動することもできるが、「JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より 2 大会の間を置いた場合はこの限りでない。」との制限が「新卒業者」等の例外適用より優先されることから、第 67 回大会においては岐阜県以外の都道府県から参加することはできない。